

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

2022年度診療報酬改定 外来腫瘍化学療法診療料

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

参考資料：2022年3月4日 「診療報酬の算定方法の一部を改正する件（告示）別表第一 医科点数表」
 2022年3月4日 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）別添1 医科点数表」
 2022年3月4日 「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（告示）」
 2022年3月4日 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（通知）」
 2022年度診療報酬 疑義解釈（その1～その28）

凡例

通知等

疑義解釈

MPSコメント

資料No.20230912-2013-1

2023年9月12日変更点

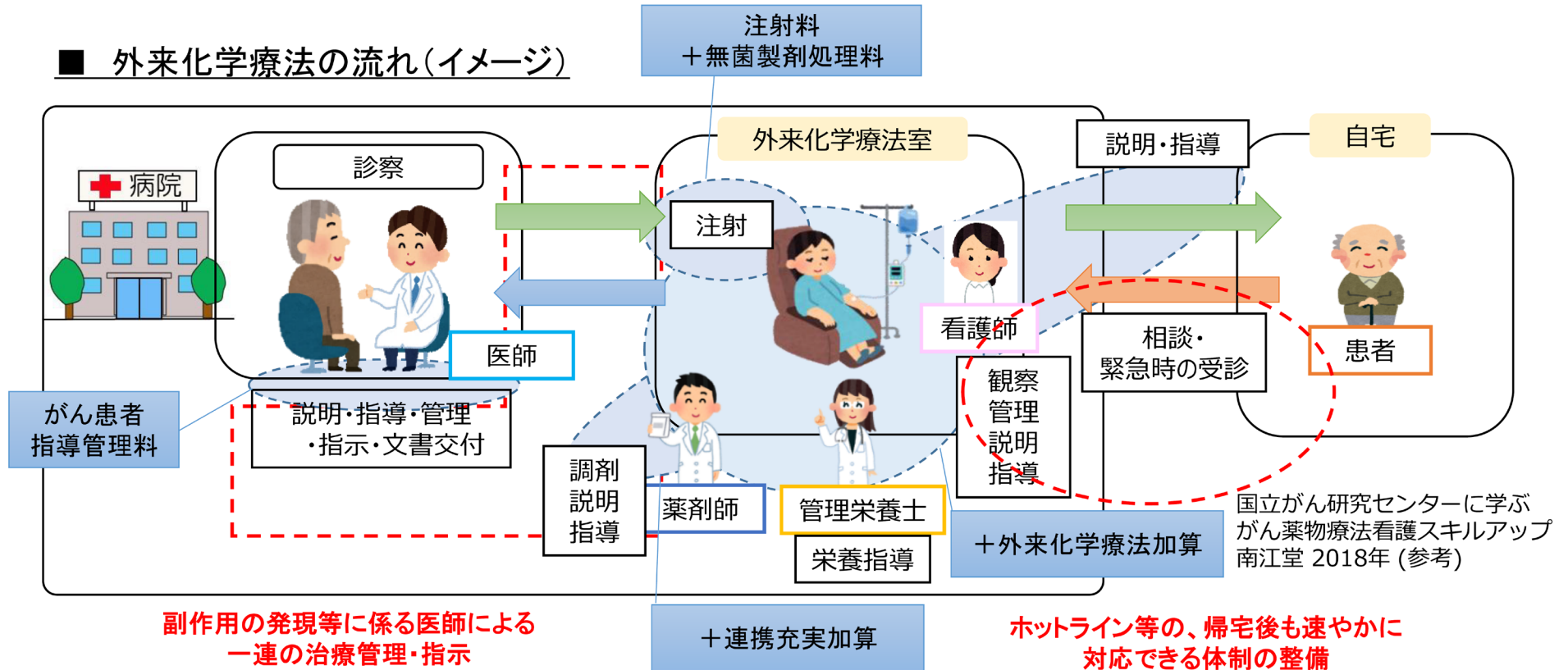
P5：併算定不可項目の初診料等の加算を修正しました

P13：施設基準レジメンの限定公開についての表現を修正しました

本資料は、2022年9月29日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです
 が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接
 または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

外来化学療法に必要な体制として、専任の医師・看護師・薬剤師など多職種が連携し、治療体制を整備していくことが必要であり、その一つとして、副作用管理体制が挙げられています

■ 外来化学療法の流れ(イメージ)



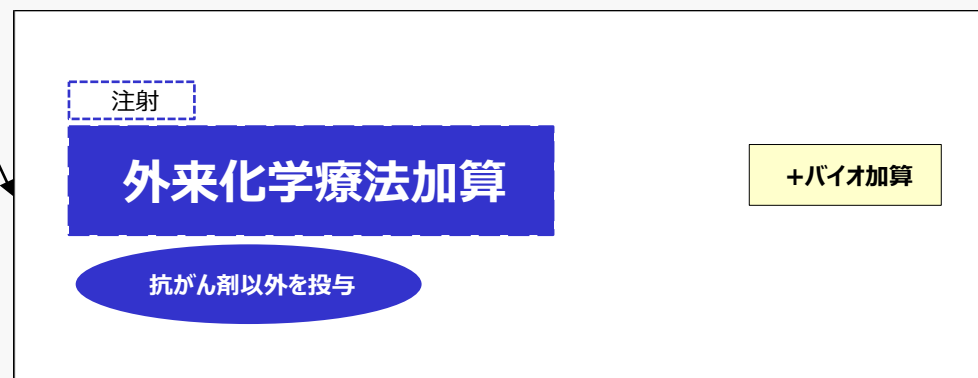
出典：令和3年10月22日 中医協総会「個別事項」(その2)より抜粋

これまでの外来化学療法加算から、抗がん剤投与患者を対象とした「外来腫瘍化学療法診療料」が新設された他、バイオ後続品導入初期加算も算定できるようになりました。

改定前



改定後



悪性腫瘍を主病とする外来患者に対して、外来化学療法の実施その他の必要な治療管理を行った場合

点数名	分類	点数	算定回数
外来腫瘍化学療法診療料1	イ(抗がん剤投与)	700点	月3回に限り
	↳ 連携充実加算	150点	
	ロ(抗がん剤投与その他必要な治療管理)	400点	1のイ算定する日以外の日 週1回に限り
外来腫瘍化学療法診療料2	イ(抗がん剤投与)	570点	月3回に限り
	ロ(抗がん剤投与その他必要な治療管理)	270点	2のイ算定する以外の日 週1回に限り
↳ 小児加算 (15歳未満)		200点	
↳ バイオ後続品導入初期加算		150点	

退院の日から起算して7日以内に行った治療管理の費用は、入院基本料に含まれる

【2022/3/31疑義解釈その1】
外来腫瘍化学療法診療料を算定しない日に受診した場合は、初診料、再診料又は外来診療料算定可

【2022/3/31疑義解釈その1】
外来腫瘍化学療法診療料1、2の「ロ」は、抗悪性腫瘍剤の投与が月3回を超える場合にも算定可

【2022/3/31疑義解釈その1】
抗悪性腫瘍剤の初回投与を入院中に行った場合で、退院後に2回目の投与する場合、初回投与のサイクルの間中は算定不可
2サイクル目以降、外来で抗悪性腫瘍剤の投与を開始する場合は、算定可

【2022/3/31疑義解釈その1】
外来腫瘍化学療法診療料を算定している患者が、外来化学療法を実施している悪性腫瘍以外の疾病について受診した場合、外来腫瘍化学療法診療料の1、2の「ロ」は、悪性腫瘍または外来化学療法に伴う副作用以外の傷病について受診した場合は算定不可

併算定不可

- ・初診料、再診料、外来診療料
- ・初診料、再診料、外来診療料の「夜間・早朝等加算」「機能強化加算」「連携強化加算」「サーベイランス強化加算」
「電子的保健医療情報活用加算」
- ・がん患者指導管理料の八（薬剤師による説明）
- ・在宅自己注射指導管理料

【2022/3/31疑義解釈その1】

外来腫瘍化学療法診療料1,2の口は、抗悪性腫瘍剤の投与が月3回を超える場合にも算定可

【2022/4/11疑義解釈その3】

がん患者指導管理料の八は、外来腫瘍化学療法診療料を算定しない日でも、外来腫瘍化学療法診療料を算定する患者については算定不可

【2022/4/11疑義解釈その3】

外来腫瘍化学療法診療料の算定患者が、外来化学療法を実施している悪性腫瘍以外の傷病で、当該診療料を算定する日と同一日に、同一保険医療機関の別の診療科を受診した場合、初診料、再診料又は外来診療料は、当該外来化学療法又は治療に伴う副作用等と関連のない傷病に対する診療を行う場合であって、初診料の注5のただし書、再診料の注3又は外来診療料の注5に該当する場合に限り、これらに規定する点数を算定できる

治療用設備



外来化学療法を実施するための専用ベッド（点滴注射による化学療法を実施するのに適したリクライニングシートを含む）を有する治療室を保有している

※外来化学療法を実施している間は、この治療室を他の用途で使用できない

リクライニングシート

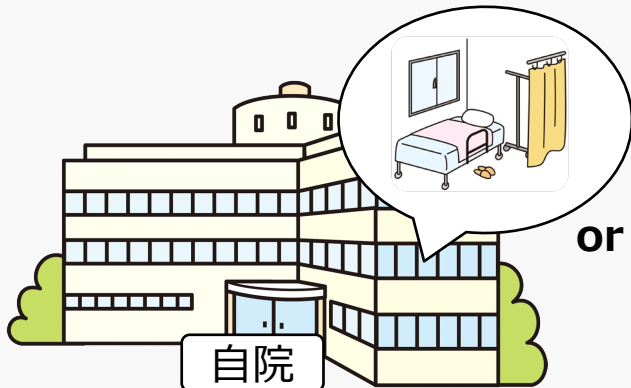
届出時、平面図添付

【2022/3/31疑義解釈その1】

「外来化学療法を実施するための専用ベッドを有する治療室」及び「実施される化学療法のレジメンの妥当性を承認する委員会」は外来腫瘍化学療法診療料と外来化学療法加算と併せて整備することは可能

急変時の体制

緊急時入院できる体制が確保されていること



or



当該患者の急変

専任の配置

専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1名以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急時の相談等に24時間対応できる連絡体制が整備されている

【2022/3/31疑義解釈その1】
院内に常時1人以上配置とあるが、この常時とは24時間である



外来腫瘍化学療法診療料
を算定している患者

相談

1名以上の配置



【2022/3/31疑義解釈その1】
専任の配置については、各職種に化学療法の経験等は有している必要はないが、当該医師等が緊急に対応できるよう、状況に応じた対応方針等について、化学療法の経験を有する医師等を含めて協議し、予め定めておくこと

人員配置基準



化学療法の経験
5年以上の専任の常勤医師

化学療法を実施している時間帯は
常時当該治療室に勤務している



化学療法の経験
5年以上の専任の看護師



化学療法に係る調剤の経験
5年以上の専任の常勤薬剤師

レジメン委員会の開催

【2022/3/31疑義解釈その1】
外来腫瘍化学療法診療料1及び外
来化学療法加算1におけるレジメン委
員会については、当該保険医療機関で
実施される全ての化学療法のレジメンの
妥当性を評価し承認する必要がある

レジメンの妥当性を
評価、承認する委員会

年1回以上開催



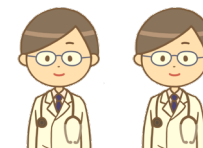
レジメン委員の構成

各診療科医師の代表者



各診療科の場合
それぞれで1名以上

or



1診療科の場合
2名以上



業務携わる
看護師



薬剤師



必要に応じ
その他の職種

人員配置基準



・化学療法を実施している時間帯において、
常時当該治療室に勤務

化学療法の経験を有する
専任の看護師



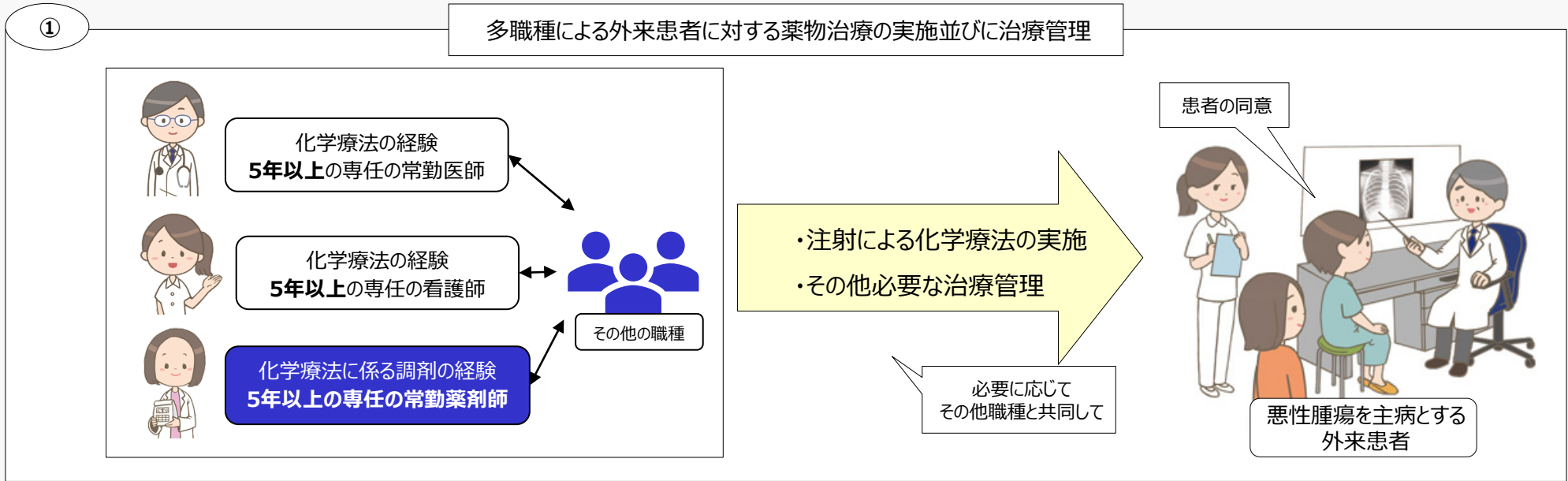
勤務

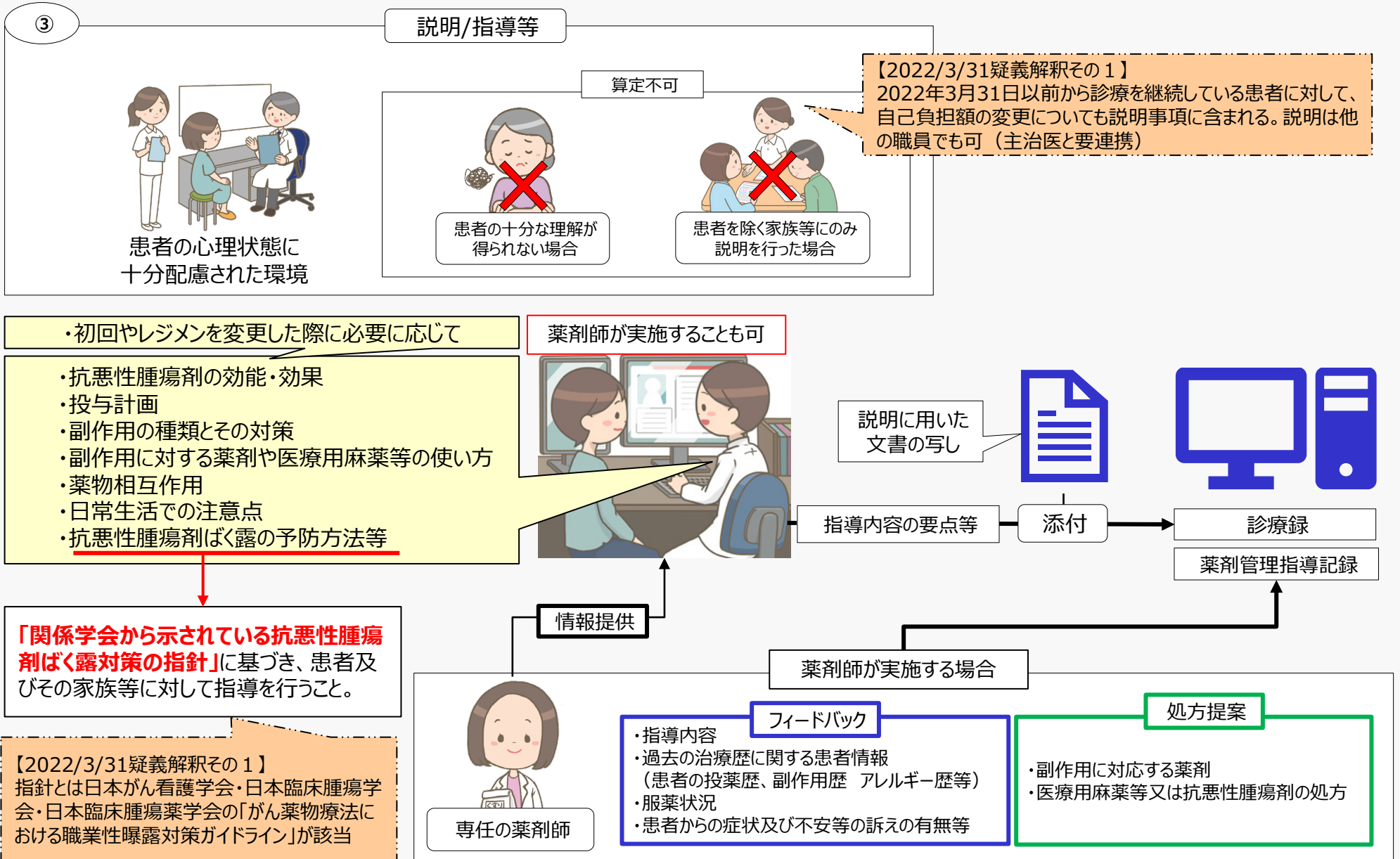
化学療法につき
専任の常勤薬剤師

【2022/7/26疑義解釈その19】

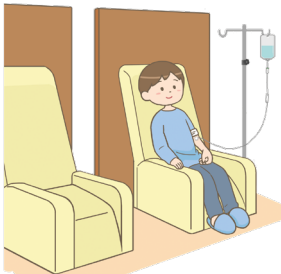
2022年3月31日時点で外来化学療法加算1又は2の届出を行っている診療所については、やむを得ない理由等により院内に常時1人以上配置することが困難な場合であって、電話等による緊急の相談等に医師、看護師又は薬剤師が24時間対応できる連絡体制が整備され、患者に周知している場合においては、2024年3月31日までの間に限り、外来腫瘍化学療法診療料2を届け出てもよいものとする。

なお、その場合においては、2022年10月1日以降の算定に当たり、別添2の様式39を用いて届出を行う必要があり、その際、院内に常時1人以上配置することが困難な理由を添えること。





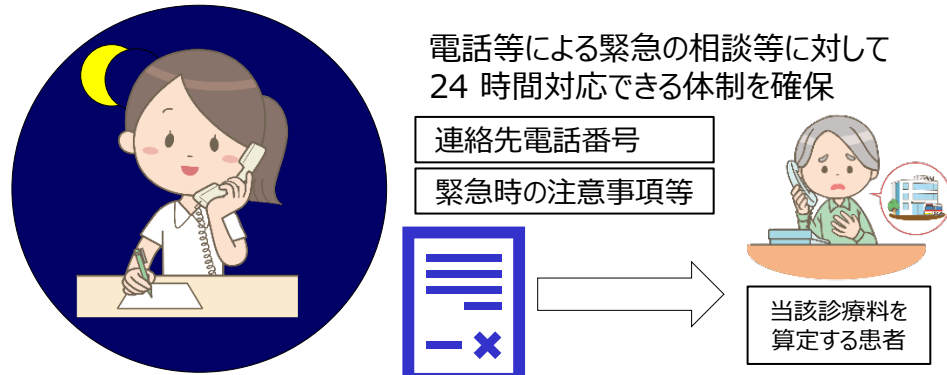
④ 注射投与を行う際の環境



抗癌性腫瘍剤の注射による投与を行うに当たっては、外来化学療法に係る専用室において、投与を行うこと

外来化学療法に係る専用室

⑤ 患者からの相談対応体制



電話等による緊急の相談等に対して24時間対応できる体制を確保

連絡先電話番号
緊急時の注意事項等

当該診療料を算定する患者

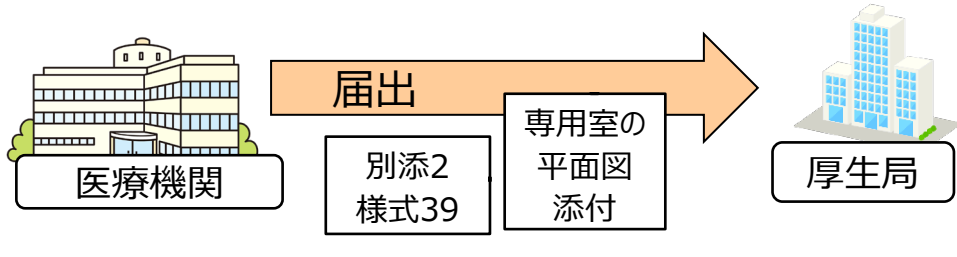
⑥ 外来腫瘍化学療法診療料1を算定する場合

- ・当該保険医療機関で実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価
- ・承認する委員会（他の保険医療機関と連携し、共同で開催する場合を含む。）において、承認され、登録されたレジメンを用いて治療を行ったとき

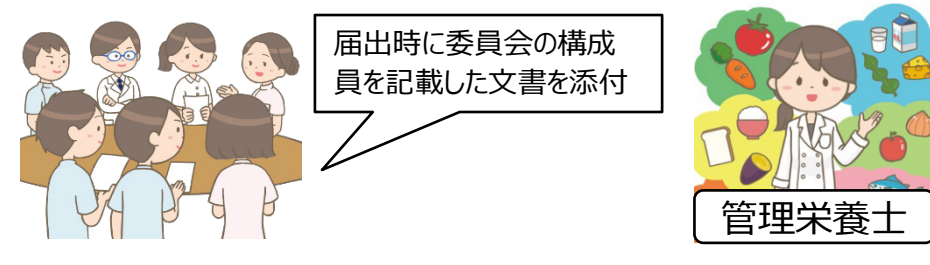
【2022/4/11疑義解釈その3】
在宅自己注射指導管理料は、別に算定できない」とされているが、以下の場合には算定可能か。

- ① 外来腫瘍化学療法診療料に係る治療又は治療に伴う副作用等と関連のない傷病において、自己注射に関する指導管理を行う場合は算定可
- ② ①に該当しない場合であって、外来腫瘍化学療法診療料を算定しない日に自己注射に関する指導管理を行う場合は算定不可

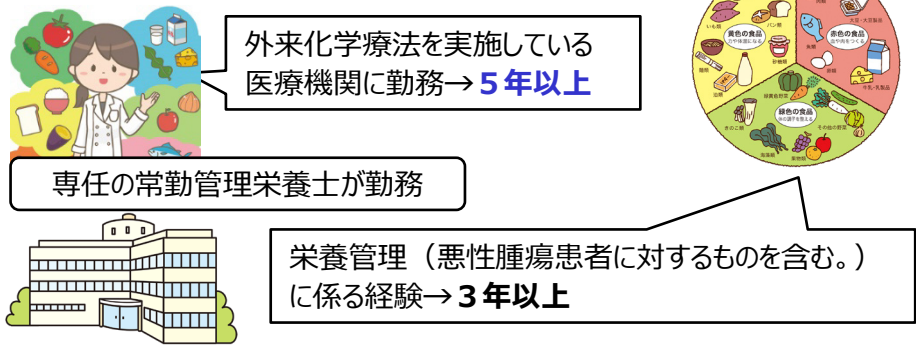
外来腫瘍化学療法診療料1に係る届出



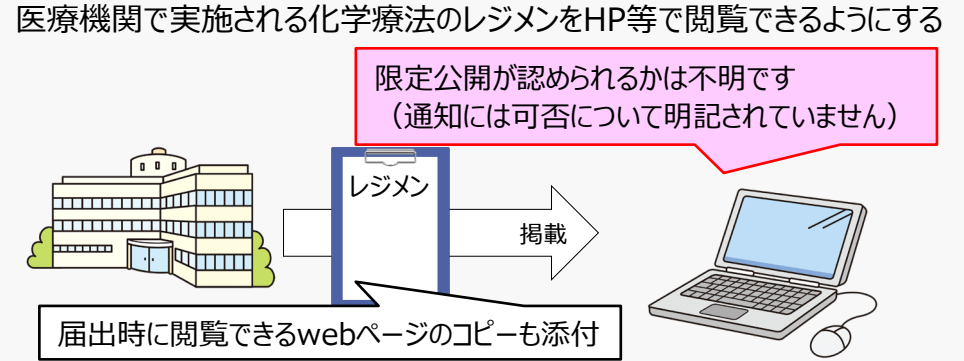
レジメン委員会に管理栄養士が参加



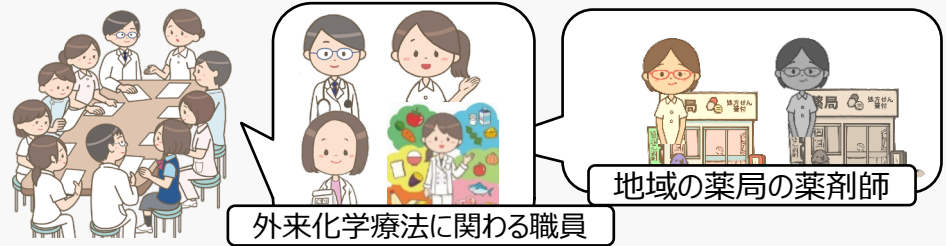
人員配置基準【管理栄養士】



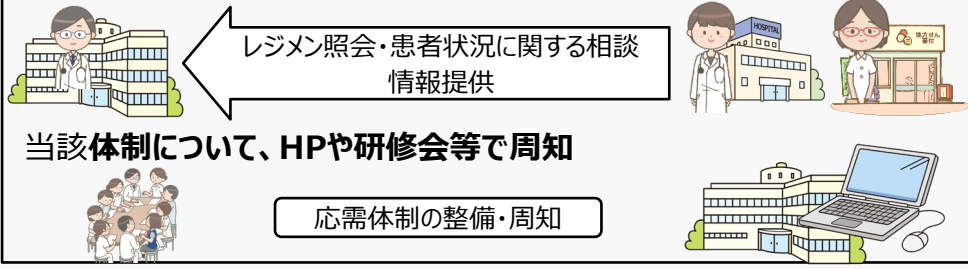
地域の医療機関及び保険薬局との連携体制の整備



外来化学療法に関わる職員と地域の薬局に勤務する薬剤師等を対象とした研修会等を年1回以上実施



他の医療機関や保険薬局からのレジメン照会 患者の状況に関する相談及び情報提供等に応じる体制の整備



① 患者に注射又は投薬されている抗悪性腫瘍剤などの副作用の発現状況を評価 患者に治療進捗に関する文書を交付

注射・投薬中の抗悪性腫瘍剤等の副作用発現状況を評価



化学療法の経験
を有する専任の常勤医師

or



化学療法に係る調剤の経験
を有する専任の常勤薬剤師

必要に応じて共同

その他の職種



化学療法の経験
5年以上の専任の看護師



専任の常勤管理栄養士
3年以上の栄養管理に係る経験

医師又は
医師の指示に基づき薬剤師が交付

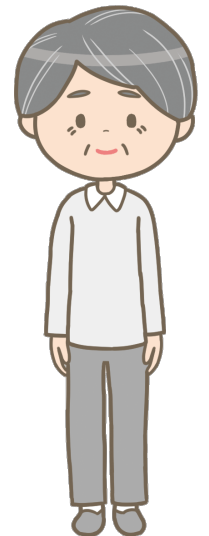


治療進捗に関する文書

治療進捗に関する文書として以下を記載

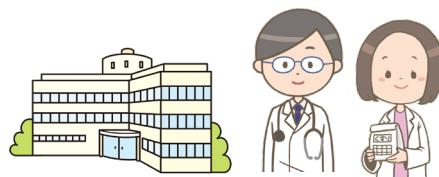
- ・実施中のレジメン
- ・レジメンの実施状況
- ・投与量（抗悪性腫瘍剤等）
- ・主な副作用発現状況※
- ・医学・薬学的管理上必要な事項

※主な副作用発現状況・・・
「有害事象共通用語規準 v5.0 日本語訳JCOG 版」
に基づく副作用の重篤度のスケール（Grade）
及び関連する血液・生化学的検査の結果等



外来腫瘍化学療法
診療料を算定する日

② 治療の状況等を共有することを目的に、交付した治療計画等の治療の進捗に関する文書を他の保険医療機関の医師若しくは薬剤師又は保険薬局の薬剤師に提示するよう患者に指導を行うこと。



指導



交付した治療計画等の治療の進捗に関する文書



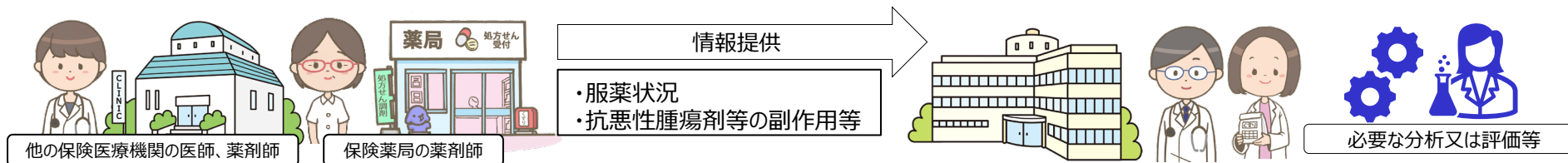
文書の提示



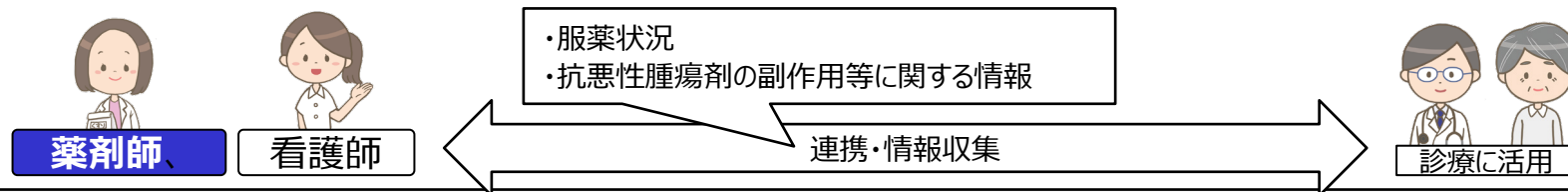
他の保険医療機関の医師、薬剤師

保険薬局の薬剤師

③ 他の保険医療機関又は保険薬局から服薬状況、抗悪性腫瘍剤等の副作用等に関する情報が提供された場合には、必要な分析又は評価等を行うこと。



④ 悪性腫瘍の治療を担当する医師の診察に当たって、あらかじめ薬剤師、看護師等と連携し服薬状況、抗悪性腫瘍剤等の副作用等に関する情報を収集、診療に活用することが望ましい



⑤ 療養のため必要な栄養の指導を実施する場合には、管理栄養士と連携を図ること。



バイオ後続品導入初期加算の算定要件

当該患者に対して、バイオ後続品の有効性や安全性等について説明した上で、バイオ後続品を使用した場合に、当該バイオ後続品の初回の使用日の属する月から起算して、3月に限り、月1回に限り算定する。

- 外来化学療法に必要な体制として、専任の医師・看護師・薬剤師など多職種が連携し、治療体制を整備していくことが必要であり、その一つとして、副作用管理体制が挙げられています
- これまで外来化学療法の抗がん剤治療対象患者に対し、外来腫瘍化学療法診療料が新設され、それに伴い連携充実加算や小児加算、バイオ後続品導入初期加算も付加されました
- 外来腫瘍化学療法診療料では、専門職種内での情報共有の他、他医療機関、保険薬局との連携も重視されています
- バイオ後続品導入初期加算も算定できることとなり、がん治療におけるバイオ後続品の使用促進も図られ、医療費の適正化も求められています



薬剤師の皆様に見て頂きたい

Oncology関連コンテンツのご紹介

会員登録
不要

「薬剤師のためのBasic Evidence」と「診療現場最前線」
2つのコンテンツをセットで閲覧することで
オンコロジー分野の基礎と実践を総合的に学ぶことができます。

薬剤師のためのBasic Evidence

各種ガイドラインの薬物療法を中心とし、薬剤師に役立つ内容を分かりやすくまとめています。
これからオンコロジーを学ぼうとお考えの薬剤師や、基礎的な知識を改めて整理したいという薬剤師にぴったりのコンテンツです。

診療現場最前線

さまざまな職種の先生方の取り組みを紹介しているため、処方意図から患者指導まで幅広く実践的な内容を知ることができます。
薬薬連携実践のヒントも得ることができ、連携にお悩みの薬剤師の参考になるコンテンツです。

■ アクセス方法



<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



202300001296

<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける
テーマ別
情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

会員特典1 メールマガジンの受信

会員特典2 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>